

平成24年第2回教育委員会 定例会会議録

平成24年2月8日

東久留米市教育委員会

平成24年第2回教育委員会定例会

平成24年2月8日午前10時00分開会
市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (3) 平成24年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針の策定について
 - (4) 「東久留米市特別支援教育の環境整備計画（中学校）」の策定について
 - (5) 東久留米市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定依頼について
 - (6) 東久留米市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について
 - (7) 東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について
 - (8) 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について
 - (9) 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について
 - (10) 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - (11) その他
 - (12) 諸報告
 - ① 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について
 - ② 平成23年度東久留米市教育委員会生徒表彰について（報告）
 - ③ 市立小・中学校における空間放射線量の測定結果について
 - ④ その他
 - 学校インターンシップの実施について
 - 生涯学習センターの掲出物不承認にかかわる再審査請求について

出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	生 涯 学 習 課 長 山 下 一 美
学 校 適 正 化 等 担 当 課 長 師 岡 範 昭	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 頭 彦	統 括 指 導 主 事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大 久 保 順 子

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小 野 塚 将 志
-----------------	-----------------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 委員長 これより平成24年第2回定例会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。
-

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日は5番矢部委員にお願いする。
-

◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴の方はいらっしゃるか。
○総務課長 いらっしゃる。
○委員長 公開しない会議の終了後にお入りいただくことでご了解をいただきたい。
-

◎公開しない会議の宣告

- 委員長 議案第3号「東久留米市立学校薬剤師の委嘱について」は人事案件であるため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたのでお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。
-

◎会議の進め方

- 委員長 本日の会議の進め方であるが、ご審議いただく議案のうち、議案第6号から第11号までは関連した内容であるので一括審議を行い、採決は個々に行う形で進めさせていただきたいがよろしいか。異議なしと認めそのように進めさせていただく。

(公開しない会議を開催)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第3、「議案第4号 平成24年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針の策定について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第4号 平成24年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針の策定について」、上記議案を提出する。平成24年2月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針を改訂する必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。
- 総務課長 昨年12月16日に開催された平成23年第12回定例会において、来年度の教育目標及び基本方針策定に当たっての資料を提示させていただいた。その後、東京都や多摩の各市における基本方針の取り扱いなど、さらに、文部科学省からは「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」による第2期計画のコンセプトが示され、わが国の教育をめぐる現状と課題、今後目指すべき教育の姿、今後5年間に実施すべき教育上の方策等の国の動向も見ながら、教育目標の四つの人間像及び基本方針1から5までの取り扱いについて、これまで定例会や協議会の中で慎重審議を重ねてきた。そして、ここに議案第4号としてまとめ、本日議案として上程するものである。

○委員長 経過説明のとおり、かなりの時間をかけてご議論いただけてきた。前回の協議会后に何かご意見はあるか。

○委員 昨年から検討を続けてきたが、今回は東京都や他市の状況、また新年度に向けて市の長期総合計画を踏まえての教育振興基本計画との関連など、トータルの視点から見直していく絶好の時期であると思っている。関連して、毎年検討してきた点検評価報告書について言えば、個々の事項の点検と併せ、基本方針の位置づけについても場合によっては見直しということも必要になるかもしれないので、24年度に向けて積極的に行う必要がある。

また、人権教育についてもこれまで取り上げてきており、教育目標の前文には「日本国憲法及び教育基本法に基づいて実施する」とあるが、さらに人権教育の推進について力強い表現に考えてみたらどうかという思いもある。

教育目標を検討するということは、新年度の課題を大きく検討できるチャンスがあるという問題意識を持つ必要がある。毎年度の点検評価を進めながら、教育振興基本計画とタイアップして教育目標及び基本方針等の見直しをしていくことが、新年度の課題である。

○委員 今回いろいろと議論になった基本方針の位置づけ及び表現については、これを機に考えていきたい。各学校ではこの目標や基本方針をもとに学校の目標を定めており、前回の議論で24年度は現行のままでいくことに落ち着いた。しかし、25年度に向けては教育振興基本計画の策定と合わせ、早い段階から議論を開始していきたいと思う。

○委員 私も同意見である。24年度に入ったら事務局はその辺を意識して、早目に動いていただきたい。委員のコンセンサスとしては時期を見て大幅に内容を入れ替えるという考え方もお持ちだと思うので、それをやるには早目に進めていく必要がある。

○教育長 24年度の教育目標についてはこれまでも定例会や協議会で議論してきているが、毎年度の議論を積み重ねた結果が、23年度の教育目標や基本方針になっている。

委員からもご意見があったように大きな変更は学校に与える影響もあり、これまで議論してきた結果が23年度であるので、24年度についてもそれほど大きく変える必要はないと思っている。

今後は教育振興基本計画の策定もあるので、その中で改めて議論していただきたい。定例会終了後に今後の教育振興基本計画の策定スケジュール等の打ち合わせをさせていただくが、教育目標なり基本方針が明確でないと計画の策定が進まないため、なるべく早い段階から計画の基本部分についてご論議いただき、それを踏まえて事務局で計画づくりに入っていきたいと考えている。

○委員長 私は教育目標に対しては七年越しの思いがあり、24年度の教育目標で何とか遂げたいと思っていたので、前回までいろいろと申し上げてきた。しかし、前回の議論の中で、一応の共通理解を得られたと思っている。結論としては、皆さんが発言されたように、目の前に用意されつつある問題、教育振興基本計画等について早々に話し合いを進めていくということが良いと思う。

ここで、一言、申し上げたい。最近の教育に関する話題の中で、元都立三鷹高校の校長の問題が裁判になったが、東京都の通知については結果的に校長が退かざるを得ない結果となった。しかし、あの通知に他県が追随することはなかった。そして、今度の君が代問題については、新たな対応を取るところも出てきそうである。また、大阪市の橋本市長が強く打ち出している教育基本条例の制定は市長の教育に対する権限を最大限に認めさせ、教育委員会はその補助的なものとしており、ひょっとすると教育委員会なんて要らないという考え方もあるのかもしれない。教育委員会廃止論はほかにもあるが、その教育委員会の存続・廃止な

りをめぐっては「教育委員会を構成しているわれわれ自身その問題をどう考えるのか」という大事な問題を控えている。大ざっぱな言い方で言えば、ひょっとすると教育のファッション化が進むのかもしれない。これは分からないうちにほかのいろいろな動きとの絡みの中で動いてくるものだが、歴史というのはそういうものだと思う。特に、大正の終わりから昭和の初めにかけてはいろいろな統制が強化されてきた。その中で最も統制に弱かった一つに、教育界が常に挙げられている。先の校長による問題提起は個人的には理解しがたいが、ふだん子どもたちに「自由に伸び伸びと生きろ」と教育している教員が、自由に伸び伸びと生きられない条件の中にどんどん押し込まれつつあるのではないか。軽々な言い方は慎まなければならないが、そういう状況について、われわれは敏感な感覚と問題意識をもって対処していかなければならない。法治国家であるから法律に違反するわけにはいかないが、時には法改正に向けて動かなければならないのかもしれない。少なくともその法律が生きている限りは、実際場で個々に思う問題意識を交換しながら対応していく必要があるだろう。そういう状況が、時代的に来ているのである。

については早々に皆さんと検討を始めるに当たって、併せてそういう問題意識をも十分に組み込み、闘わせながら、今後もより良い教育目標をつくりたいと思う。そういう意味で今後ともご尽力をお願いします。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論なしと認め採決に入る。「議案第4号平成24年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針の策定について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第4号は承認することに決した。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第4、「議案第5号 東久留米市特別支援教育の環境整備計画（中学校）の策定について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第5号 東久留米市特別支援教育の環境整備計画（中学校）の策定について」、上記議案を提出する。平成24年2月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、「平成23年1月に策定した東久留米市特別支援教育の環境整備計画（平成23年度～25年度）」に続き、東久留米市立中学校における特別支援教育のための環境を整備する必要があるために策定するものである。詳細については学務課長から説明する。
- 学務課長 資料の「東久留米市特別支援教育の環境整備計画（中学校）（案）」の1ページからご覧いただきたい。「はじめに」であるが、本市の特別支援学級については、「東久留米市第4次長期総合計画」の基本計画の中に今後5年間に取り組むべき予定計画事業として、特別支援学級の整備が盛り込まれている。小学校については、平成25年度の開設を目途に現在計画を進めている。中学校についても新たに特別支援学級を開設することが求められており、現在の在籍生徒数や通級指導学級への通級状況を考慮すると、早期に環境整備計画を策定することが必要となっている。

現状であるが、固定学級については東中学校の9組と中央中学校の7組に知的障害学級を開設しており、在籍生徒数は東中学校が1学級で5名、中央中学校が3学級で22名となっている。学校間で在籍生徒数に差があるため、学区域については基本的には西武線を挟んで東部地域が東中学校、中部・西部地域が中央中学校となっているが、指定校変更については柔軟な対応をしている。通級学級については、現在、東中学校の情緒障害学級として、けや

き学級が1学級で5名の生徒が通級している。表の就学状況であるが、東中学校については5名のうち1年生が2名、2年生が2名、3年生が1名で1学級である。中央中学校は22名のうち1年生が4名、2年生が11名、3年生が7名となっている。通級指導学級は5名のうち2年生が1名、3年生が4名となっている。検討会については、「東久留米市特別支援学級設置検討会要領」に基づいて検討会を開催している。平成23年10月26日、11月4日、12月27日と3回開催したところ、中学校の特別支援学級については、新たに固定学級及び通級指導学級を開設することとなった。固定学級については西中学校に知的障害学級を2学級。整備内容は特別支援教室を2教室、これは間仕切り設置である。ほかに職員室、家庭科室、便所の改修を考えている。通級指導学級については、久留米中学校に通級指導学級として難聴学級を1学級開設する。整備内容は特別支援教室を1教室、これは難聴学級である。ほかに職員室、相談室、教材室、トイレの改修も考えている。今後の予定については、固定学級及び通級指導学級ともに平成24年度設計委託、25年度改修工事、26年度開設を目途に計画を推進していく。その他であるが、通級指導学級の自閉症・情緒障害学級については平成25年度に開設される小学校の在籍状況を見ながら、学校・保護者等と調整しながら検討を行っていく。また、本計画に明記されていない事項及び東京都の特別支援教育推進計画の第三次実施計画に示されていることなどについては、その都度、検討していきたいと思っている。

- 委員長 検討委員会のメンバー構成はどうなっているのか。
- 学務課長 小中学校の特別支援学級を設置している校長及び担任の先生、事務局からは指導主事がメンバーになっている。
- 委員 以前にも途中経過を詳しく伺っているので改めての質問はないが、「その他」にある「通級指導学級の今後」については「小学校の25年度開設を見て」ということなので、担当する先生や設置校の校長のご意見などもよく伺いながら進めていただければと思う。
- 学務課長 そのように進めてまいりたい。
- 委員長 検討委員会では十分にそのあたりを踏み込んで検討していただいていると思うが、保護者からはご要望なりがあるのか。
- 学務課長 この計画を策定にするに当たり、保護者からも要望等もいただいている。この計画が、本日の教育委員会で決定された後、改めて保護者に説明させていただきたいと思っている。
- 委員長 当然のことであるが、ご要望についてはできる限り受けとめさせていただく。制約もあるだろうから、トータルで一つでも二つでも前に出られるような形での検討を進めていただきたい。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論なしと認め採決に入る。「議案第5号 東久留米市特別支援教育の環境整備計画（中学校）の策定について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員は挙手をお願いする。全員挙手であり、議案第5号は承認することに決した。

◎議案第6号、7号、8号、9号、10号、11号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 議案第6号から第11号までは関連しているので、一括審議により進めさせていただきたい。「議案第6号 東久留米市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定依頼について」「議案第7号 東久留米市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について」「議案第8号 東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について」「議案第

9号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」「議案第10号 東久留米市久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」「議案第11号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」。以上の提案理由について、教育長から説明を求める。

○**教育長** 議案第6号から第11号までの提案理由を申し上げる。「議案第6号 東久留米市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成24年2月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、スポーツ基本法（平成23年法律第86号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるためである。「議案第7号 東久留米市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成24年2月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、スポーツ基本法（平成23年法律第86号）の施行に伴い、規則を整備する必要があるためである。

「議案第8号 東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成24年2月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、スポーツ基本法（平成23年法律第86号）の施行に伴い、規則を整備する必要があるためである。

「議案第9号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成24年2月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、第四小学校の平成23年度末閉校に伴い、引き続き旧第四小学校校庭及び体育館を開放するに当たり、東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する必要があるためである。

「議案第10号 東久留米市久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成24年2月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、スポーツ基本法（平成23年法律第86号）の施行に伴い、規則を整備する必要があるためである。

「議案第11号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成24年2月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、スポーツ基本法（平成23年法律第86号）及び東久留米市組織機構等検討委員会設置規程（平成23年東久留米市訓令甲第6号）の施行に伴い、規程を整備する必要があるためである。

以上、6議案の詳細については生涯学習課長から説明する。

○**生涯学習課長** 「議案第6号 東久留米市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定依頼について」であるが、本案については昭和36年制定のスポーツ振興法を全文改正する形で、スポーツ基本法が昨年8月24日に施行されたことに伴い、市のスポーツ振興審議会条例の引用法令等について改正するものである。新旧対照表をご覧いただきたい。題名の「東久留米市スポーツ審議会条例」を「東久留米市スポーツ推進審議会条例」に改め、第1条の「設置」では「スポーツ振興法の規定に基づき」を「スポーツ基本法の規定に基づき」に改め、名称も「スポーツ推進審議会」に改めるものである。1枚お戻りいただくと付則があるが、付則1において施行期日を平成24年4月1日と規定する。併せて、付則2において、スポーツ振興審議会委員の現状の報酬額が規定されている「東久留米市特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例」の中で、別表の職名欄における「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、「体育指導委員」を「スポーツ推進委

員」に改めるものである。なお、体育指導委員の規則の一部改正については議案第8号で説明をさせていただく。

続いて、「議案第7号 東久留米市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について」については、議案第6号における条例の改正に合わせて施行規則を改正するものである。新旧対照表をご覧ください。題名の「スポーツ振興審議会条例施行規則」を「スポーツ推進審議会条例施行規則」に改め、第1条中の「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。第2条においても同様に、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

続いて、「議案第8号 東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について」であるが、同じくスポーツ基本法の施行に伴う一部改正である。新旧対照表をご覧ください。題名の「東久留米市体育指導委員に関する規則」を「東久留米市スポーツ推進委員に関する規則」に改め、第1条中の「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に改めるものです。ここで訂正を加えさせていただきたい。改正案の第1条に「スポーツの推進に係る体制の整備を図るため」が追加になっている。この条文が「目的」という形でスポーツ基本法に記載されたのでそれを加え、現行の第1条4行目、「持ち」を「有し」に、「能力を持つ者」を「能力を有する者」に改め、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。第2条の「職務」については、「住民のスポーツの振興に関し」を「スポーツの推進のため」に改める。改正理由であるが、従来の法律であるスポーツ振興法では、体育指導委員の職務は住民に対する直接的な実技指導が主なものであったが、スポーツ基本法においては委員の職務を包括的で、また適切に表現する観点から、「スポーツ推進のため」と変更されている。また、第2条第1項の第6号(6)「前各号に掲げるもののほか住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと」を「前各号に掲げるもののほかスポーツに関する指導及び助言を行うこと」という包括的な規定に改正する。以上のように、スポーツ基本法第32条のスポーツ推進委員の規定条文を引用する形で改めるものである。

続いて、「議案第9号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」であるが、本案は平成23年度末で閉校する第四小学校を開放学校から削除し、新たに東中学校を加えるものである。新旧対照表の右欄の中段あたりの「第四小学校」を「東中学校」に改め、「体育館」の欄については「小学校」に「東中学校」を加えるものである。なお、開放施設については、旧第四小学校の校庭と体育館が東中学校の施設として新たに位置づけられることから、市民のスポーツの場を確保するために当該施設に限り引き続き開放していく。

続いて、「議案第10号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」であるが、本案は先ほどの議案第8号で、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めることに伴い、生涯学習課のスポーツ振興係の分掌事務を改めるものである。新旧対照表の右欄の「体育指導委員に関すること」を「スポーツ推進委員に関すること」に改めるものである。

「議案第11号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」であるが、本案については議案第6号から第8号までによる「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めることに伴うもの、及び市の組織機構等検討委員会の設置に伴うもので、関連する分掌事務を改めるものです。新旧対照表の右欄の「行政事務近代化委員会」を「東久留米市組織機構等検討委員会」に改め、裏面右欄の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改めるものである。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 スポーツ基本法が昨年8月に施行されて市の条例を改正するのがこの段階になったが、これまで特に支障はなかったのか。
- 生涯学習部長 この時期になったのは、スポーツ振興審議会が現在活動していない状態であったので、今後どのような方向性を持たせていくかという議論を進めていたためであるが、特に支障はなかった。
- 委員長 主として法制改正に伴う表現の変更が中心になるが、「振興」から「推進」へと、前向きな方向を明らかに伺わせるものである。

これで質疑を終了し、討論に入る。討論なしと認め採決に入る。採決は個別に表決を行う。「議案第6号 東久留米市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第6号は承認することに決した。

続いて、「議案第7号 東久留米市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第7号は承認することに決した。

続いて、「議案第8号 東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第8号は承認することに決した。

続いて、「議案第9号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を採決する。本案に賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第9号は承認に決した。

続いて、「議案第10号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を採決する。本案に賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第10号は承認に決した。

続いて、「議案第11号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決する。賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第11号は承認に決した。以上で、議案第6号から議案第11号にわたる関連議案の審議及び採決を終了する。

◎その他

- 委員長 日程第11、「その他」に入る。事務局から何かあるか。
- 総務課長 特になし。

◎諸報告

- 委員長 日程第12、「諸報告」に入る。「①平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について」から、順次説明を求める。
- 教育部長 資料の「平成24年度東久留米市予算（案）」をご覧ください。先の1月に予算原案については財務部から説明しているが、本日は主な変更点を中心に説明する。1～2ページの「1. 予算編成方針について」は変更がない。3ページの「2. 財政規模」については、一般会計が680万円ほどの減となり、376億1,800万円の予算額となっている。原案では376億2,481万5,000円であった。予算規模としては前年度に比べてマイナス3.6%となっている。4ページの「財政規模の推移」は変更がない。5ページの東京都の予算、地方財政計画の推移等についても変更はない。6ページの「一般会計歳出予算財源内訳」では、経常経費と臨時経費にそれぞれ費目を分けたところの計上表に変更があ

る。7ページの「歳入予算の内訳（一般会計）」についても決算の見込みや地方財政計画に基づき、原案から若干動いている。市税についての内訳は8ページに、それら歳入予算の主な増減要因については9～10ページにある。11ページは「5.歳出予算の内訳（一般会計）」で、各款別の内訳になっている。全体予算がマイナス3.6%であっても消防費は0.3%増、教育費は10.2%の増となっており、款別ではこの二つの款だけが増加している。教育費については3億6,900万円ほど、前年度に比べて増額となっている。原案のときは39億4,500万円、今回の案では39億7,700万円となり、さらに3,200万円ほど増えている。12～13ページは「6.歳出予算の主な増減要因」で、費目ごとの増減の要因を示している。14ページは「7.主な新規・拡大事業、計画策定・投資的事業等」ということで、「行財政改革の推進」「生活の安全・安心の向上」「子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」の三つの重点施策の拡大内容を示している。15ページは「第4次長期総合計画・前期基本計画の施策体系による新規事業、投資的事業」を柱ごとに分けたもので、教育費にかかわるものは16～18ページの「4 子どもの未来と文化をはぐくむまち」に入っている。この中で予算原案から変更になったものは、17ページの表の三つ目の「第十小学校校庭芝生化工事」である。原案では3,300万円を計上して24年度～25年度の2カ年で芝生化工事を実施する予定であったが、東京都による現地視察の結果、24年度1カ年で事業を進めてほしいとのことであった。案では24年度1カ年で事業を推進するというので、3,300万円から6,218万円に増えている。この事業増の関係で予定していた防水のプール改修工事については、24年度から25年度に送っている。そこが教育費に係る大きな変更点である。続いて、20ページの「8.主な事業一覧」は各課の主な事業で、27ページの教育部総務課から29ページの図書館まで、それぞれ課別の事業内容が計上されている。事業名の頭に※印が付いているものは、24年度の新規事業である。30ページからは「9.補助金の一覧」で、教育費に係る補助金は33ページに計上されている。34ページは「10.主な負担金一覧」で、学務課の負担金が計上されている。35ページは「11.目的別節別経費の状況」で、款別の経費に対して28節それぞれの金額が載せられている。36ページは「12.基金の状況」で、財政調整基金や教育振興基金等の状況を表にしたものである。財政調整基金繰入金は原案では繰入額が7億8,552万3,000円であったが、この案では7億6,600万円の繰り入れということで、1,952万3,000円の減少となっている。教育振興基金は1億7,010万円で、原案と変わっていない。37ページは財政調整基金がどのような事業に充てられているかを示すもので、多くは教育費にかかわる事業に充当されていることが分かる。

- 委員長** 何か伺うことがあれば後ほど伺うので、先へ進めさせていただく。続いて、「②平成23年度東久留米市教育委員会生徒表彰について」説明を求める。
- 総務課長** 資料の「平成23年度東久留米市教育委員会生徒表彰にかかる被表彰者の決定について（報告）」をご覧ください。審査会は平成24年1月24日に開催され、この日に決定したものをまとめたものである。この生徒表彰は「東久留米市教育委員会生徒表彰実施要綱」に基づき昨年度から実施しているが、学校生活において他の生徒の模範とするに足る成果、または行為のあった生徒を表彰するというものである。対象は市立中学校の第3学年に在籍する生徒である。表彰基準は、「1.学芸にたゆまず取り組み、その成果を発揮して学校の文化的水準を高めることに顕著な功績があったもの」以下、2から4まであり、基準に該当する生徒を各学校長から推薦いただいた中から選んだ結果、この13名に決定した。表彰式は各学校で執り行うものとし、表彰状の発令日は本日2月9日付で対応したい。

- 委員長 東中学校の男子が該当なしとあるが。
- 教育長 理由は校長から推薦がなかったからで、審査会で落としたわけではない。
- 総務課長 各学校は表彰基準に照らして推薦に値する男女各1名の計2名以内の生徒を選考し、校長が推薦書を作成して教育長に表彰候補者を推薦するとなっている。しかし、東中学校からはこの推薦基準に該当する男子生徒がいないということで提出されてきたため、その結果、該当なしとなっている。
- 委員長 推薦するに当っては様式がありそれに記入してもらうのか。
- 総務課長 推薦基準の1から4までの項目のどれに該当するのか、その該当内容について具体的な、例えば生徒会役員としての取り組み、学級委員を長く務めたなど、または部活動において顕著な成績を収めているなどの理由を推薦書に記入いただき、その内容について審査会で審査した。
- 委員長 昨年度に1回目を行った結果、「特にこれを考慮しなければならない、考えなければならない」という問題は出てきていないのか。
- 教育長 そういった問題は聞いていない。この生徒表彰を設けることは、中学校の校長会から要請があったものである。スポーツ分野についてはこれまでも表彰の機会があるが、文化・学術分野ではなかなか機会が少ないので設けてほしいということであった。校長会からは「こういった生徒表彰をしていただくのはありがたい」と言われていることを聞いており、また、昨年度、表彰したことによって何か問題があったということは聞いていない。
- 委員長 この件は以上にとどめ、続いて「③市立小・中学校における空間放射量の測定結果について」の説明を求める。
- 総務課長 資料の「空間放射線量測定結果表」及び「東久留米市放射線除染実施ガイドライン」をご覧いただきたい。これまでも報告してきたが、今回は1月測定分について報告する。12月の測定結果と同様、市の放射線の対応基準値である毎時0.24マイクロシーベルトを超える地点はどこにもなかった。それぞれの測定結果については、平均測定値地上5cmにマイクロシーベルトの単位で記入している。それぞれ毎月1回はこの地点を測っているが、10月と11月に一部除染作業を行った場所があるが、12月と1月の測定では除染すべき場所は特になく、すべて市の対応基準値以下の数値であった。
- 続いて、「東久留米市放射線物質除染実施ガイドライン」をご覧いただきたい。これは市の除染ガイドラインとして、1月17日付で作成されたものである。「1.目的」にあるとおり、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日公布）」の制定を踏まえ、あるいは「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」（平成23年11月12日内閣府）などを参考として、「東久留米市放射線物質除染実施ガイドライン」を定めたものである。「2.市の除染対応基準値」では、「市有地や市有施設における追加被ばく線量がおおむね地表面5センチメートルの高さで年間1ミリシーベルト以下とする」を除染対応基準値として定めたこと示しており、さらに、太字で、毎時0.24マイクロシーベルトを市の対応基準値として考えていると記述している。このガイドラインに沿って学校施設においても除染作業を行っているが、先ほど報告したとおり、1月の測定でこの対応基準値を超える所はなかった。「4.除染作業の実施者」については、「除染作業は、原則として施設を所管する課の責任において行います」ということで、学校施設は教育部総務課が、そのほか各施設で除染すべき場所が発生した場合は担当課が対応して測定している。「5.除染するまでの対応」「6.除染作業

上の留意事項」には、対応方法や留意事項の記述がある。「7. 除染方法」は（1）簡易な除染、（2）簡易な除染では数値が下がらなかった場合の除染方法とがある。これまで小・中学校施設においても、この除染方法に沿って対応してきた。「8. 除去した土壌等の取扱い」では、具体的に除染を行った場合の対応方法示されている。8の1に「除去した土壌等を土のう袋に詰め、更にビニール袋に二重にして梱包します。この際、出来るだけ耐水性や耐久性のあるものを使用します」、2として「除去土壌等を埋設するための穴を設け、穴の底面及び側面にはあらかじめ遮水シートなどを敷き、水が地下に浸透しないように努めます」、3として「埋設にするにあたっては、掘った穴に覆土厚を30センチメートル以上確保し地表面の高さまでかぶせます」とある。中段に参考として「覆土による遮への効果」とあるが、「30cmの土で覆うと放射線量は98%減になる」という、ガイドラインから引用した参考数値が載っている。4ページには「10. 仮置き場の取扱い」と「11. 除染実施までの流れ及び除染後の対応」について、11ページには「測定から除染までの流れ」が示されている。以上、この除染ガイドラインに沿って、学校施設あるいは社会教育施設なども対応している。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 学校の場合は同じ場所で測定しているのか。
- 総務課長 そうである。定点観測を行っている。測定結果をご覧くださいと、例えば第一小学校では「①グラウンド」から「④給食ポイラー庫雨どい」とあるが、経過を見るために定点観測が必要ということで載せている。第一小、第二小、第三小学校については除染した場所はなかったが、第四小学校では「⑤理科室北東角雨どい」「⑥（埋設）第二校庭北西角（東中分も埋設）」とあるが、除染場所と併せて埋設を行った所は「（埋設）」と書き、埋設場所のその後の放射線量の測定も実施して定点観測を行い、その変化を見ている。
- 委員 毎月報告してもらっているなのでその時の資料を見れば分かるが、これまでの数値を比較できる表にしてもらおうと経過が分かりやすい。
- 総務課長 私どもも経過を見ている。10月に除染作業を行い、11月にも一部除染すべき場所が出てきたが、12月と1月には市の対応基準値を超える所はなかった。経過変化が分かる表を作成中であるが、今の状況では大きな変化は見られない。例えば、第一小学校の「①グラウンド」は1月の測定で0.082、11月測定時では0.080、12月測定値では0.085と大きな変化は見られない。また、第四小学校の「⑥埋設」では1月の測定値が0.050、11月の測定値は0.056、12月の測定値でも0.064と、測定数値についてはこちらも大きな変動はなくほかの測定場所についても同様な傾向であるが、今後も経過は見ていきたい。
- 委員 昨年来の対応できちんと注視されていると思うが、これから雨が増えてくると数値が上がることもあると思う。第五小学校や下里中学校では、雨どい部分の数値が0.2ぐらいまで上がっているの、引き続き、新年度に向けても対応していただきたい。
- 総務課長 ご指摘のとおり、小・中学校施設のうち、今回、特に除染対象となった所は「雨どいの下」がほとんどである。例えば下里中学校の「⑤焼き釜庫の雨どい」も0.207という、この中では一番高い数値となった。この辺の経過観察を引き続き行いながら、今後の状況を見定めていきたい。
- 委員長 その先の雨水処理はどうなっているのか。
- 総務課長 雨どいの中でも、下水に接続されている所は特に数値は高くない。数値が比較的高く出る所は、雨水が雨どいを伝わって地面にそのまま流れ、そこに滞留するような場所が

比較的数値が高かった傾向にある。特にそういった場所については今後も引き続き経過観測の必要があると思っている。下水道に接続されていたり、比較的、水の流れが良い所については、同じ雨どいでも数値が高い傾向はなかった。

- 委員長 最終的に、雨水は川から海にたどり着く。
- 教育長 海にたどり着くので、福島原発と同じく海洋汚染の問題がある。
- 委員長 当然、川の調査などは行っているのか。
- 教育長 河川の調査は行っていない。
- 教育部長 水自体は大丈夫だと思うが、土とセシウムがくっつきやすいということはある。
- 教育長 汚泥になったときが問題である。海底に微生物がいてそれを食べる魚がいるという、生態系の循環への影響が言われている。
- 委員長 いずれにしても大変な問題である。この件は以上にとどめ、続いての報告を求める。
- 指導室長 平成24年度から指導室が主管となり、市立小・中学校における教職を志望する大学生を対象とした「学校インターンシップ」を実施していく予定である。A3版の資料をご覧ください。「実施方法について」として、将来の小学校全科教諭または養護教諭を目指す学生を主として、希望する市立小学校に配置する。教職研修を実施するとともに、学生の力を学校運営にも活用していこうとするものである。具体的には大学1年の後期から配置校の学校における学校見学を始め、2年、3年と定期的に数年にわたり実習を行わせる。4年次についてはこうした定期的な実習のほかに、教育実習をその配置校において行わせる。については「学校インターンシップ」を実施するに当たり、「東久留米市教育委員会学校インターンシップ実施要綱」を定め、これに基づき、学生の派遣を希望する大学等との間で協定書を交わすことにより実施していくものである。協定書についてはインターンシップ実施要綱案の6枚目、様式第3号に実際に協定書の例を示したものを添付しているが、主に学生の身分等について規定するものである。
- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 指導室が中心になって受け入れの計画をたてていただき、しかも非常に体系的に整理されて、大学や学生側にとっても非常に貴重な機会になるので、労の多いことだと思うがよろしくお願ひしたい。その上で、教育委員会としての責任になるが、学校側に指導していただく時には児童・生徒のプライバシーや人権を十分尊重していただくこと。所属長である校長の指導と指揮監督を受けるということだが、教職課程のとっている学生なのでそのへんの意識もしっかりしていると思うがご指導をお願ひしたい。
なお、長期になるので、故意ではなくても備品等を損壊した場合には大学に費用弁償をすることができるという規定を協定書に入れたほうが良いのではないか。
- 指導室長 ご指摘の点については、基本的には地方公務員法の規定にのっとり、守秘義務等は学生であっても守らせるということを大学側とともに指導していきたい。また、事故責任等については学生に帰すべき責任の事故が起きた場合については損害賠償等を行い、保険に加入するとともに学生並びに大学側と協議の上、賠償等についても対応していきたいと考えており、そのことについては実施要綱並びに協定書の中にも盛り込んでいきたい。
- 委員長 現在、実習生の受け入れは全体でどのくらいになるのか。
- 指導室長 小学校については、1名ずつ全校に入っている。中学校についても7校のうち、実習のない学校はないと思うが、4年次における教育実習のみについてである。大学側は4年次の教育実習実施校を探すのに非常に困難を感じているようであり、学校インターンシップに参加していただける学生については本市で優先的に4年次の教育実習も受け入れていく。

その代わりに、1年生の時からずっと来て学校で実習するとともに、学校の様子をよく勉強してくださいといった趣旨である。

- 委員 以前このお話を伺った時には、二、三、具体的な学校名が挙がっていたと思うが、きちんと形が整った段階で、どのぐらいの学校に働きかけているのか。
- 指導室長 現在、この協定を結ぶことで交渉している学校は2校あり、東洋大学と十文字女子大学である。今後、他の学校においても希望があれば、その都度、それぞれの大学との間で協定書を結ぶことにより拡大していくことは可能だと考えている。
- 委員長 大学側からすれば、実習校の開拓には大変苦慮しているという問題があり、受け入れると声を上げたら、どんどん申し込んでくるのではないかと。そうすると、受け入れ側にも態勢や能力の問題もある。実習生のための部屋があるかないかとか、しかも、いろいろな学校の大学生が集まってくるといふこともある。
- 委員 個々に申し込むのではなく、学校単位で協定を結ぶものであるため、多摩地域の大学からも相談があるかもしれない。
- 指導室長 「学校インターンシップ」のメリットは、大学と学生側にとっては教育実習の実習先の確保ということにあり、費用弁済をすることはないので、学生にとってのメリットはそういう意味ではないと思っている。学生自身に将来教職に就こうという強い意志がないと、足かけ4年間の実習になるのでなかなか難しいのではないかと。そういう意味では、大学側ではこれを一つの教員養成課程のカリキュラムとしてしっかりした体系を持っていないと、なかなか参加できないのではないかと考えており、そうした大学側の体制整備もお願いしつつ、この協定を結んでいくこととなります。ですので、その点については教育委員会との調整を十分行う必要があると思っており、どの大学でも可能なことではないのでむやみやたらと対象大学が広がることはないと思う。
- 委員長 実習生の受け入れについてはいろいろ問題も起こってくるから、受入側も苦勞する点があるが、経験を重ねる中でいい形で進めていただければと思う。続いて何かあるか。
- 生涯学習課長 資料はないが、生涯学習センターの掲出物不承認にかかわる再審査請求について報告する。12月の教育委員会定例会において、都知事に対する再審査請求が11月21日付で提起されたところまで報告している。その後、本年1月12日に都知事の裁決が行われた。主文は「本件再審査請求を却下する」である。その理由としては、生涯学習センター一条例及び規則に定めのない掲出場所については利用する権利の対象として取り扱うことができない。したがって、指定管理者が行った掲出不許可の通知については地方自治法に言う利用する権利に関する処分には当たらないのであり、その通知を不服として審査長、市長になりますが、審査請求することはできず、よって再審査長、これは都知事になりますが、に再審査請求することもできないことから、再審査請求そのものが不適法と言わざるを得ないというのが理由である。また、その後の状況であるが、「市議会ナウ」の発行者からは市あるいは教育委員会事務局に接触がある。市長の裁決書に対する疑問点等の説明を求めているなど、本件にかかわる動きについては今もなお継続している。

◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって平成24年第2回教育委員会定例会を閉会する。

(午前11時33分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年2月8日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)